

令和6年度高野町自治体システム標準化／共通化関連支援業務実施要領

本公募は、令和6年6月定例会における令和6年度高野町一般会計補正予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、事前準備行為として募集の手続きを行うものである。

このため、補正予算が成立した場合は本公募型プロポーザルにより特定した事業者と契約を行うが、補正予算が成立しなかった場合は契約を行うことができないため、十分に留意のうえ応募すること。

令和6年6月

高野町

■提案を求める趣旨

国は、令和5年6月9日に閣議決定した「デジタル社会の実現に向けた重点計画（デジタル・ガバメント実行計画）」などに基づき、地方自治体は20の基幹業務システムの統一・標準化の対応を実施することとなった。当初、令和7年度までに、ガバメントクラウドを活用した「標準準拠システムへの移行を目指す」方針を立て、デジタル庁及び総務省は、全自治体の移行スケジュール及び移行に当たっての課題を把握することが定められた。

デジタル庁及び総務省は、全自治体の移行スケジュール及び移行に当たっての課題の把握を行った。結果、令和7年度への移行団体の集中・工数やシステム開発や調達供需ギャップの課題が浮き彫りとなった。よって、令和4年10月に閣議決定した「地方公共団体情報システム標準化基本方針」を令和5年9月に変更した。

変更した内容は、システムの移行作業については、できる限り前倒すことによる移行時期の分散が可能となるよう、移行集中の課題解決のため、国は、令和5年度中に、地方公共団体が早期に移行計画の策定や移行先システムに関わる事業者の決定を行えるよう集中的に支援し、課題や工程が明確化した一部のシステムについては、デジタル庁及び総務省において、具体的な対処方法を精査の上、所要の移行完了の期限を設定することとなった。

また、新たな国民向けサービスの迅速な提供を担保するため令和7年度末までに、データ要件の標準には適合させ、データ連携を担保することとなった。

これにより地方自治体は、「基幹業務システムを令和7年度末までに移行」することを堅持する

ことが閣議決定された。

しかしながら、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化についての情報や書類が日々刻々と更新がされており、正しい情報整理を行った上で、国の定める手順書に則り、令和 7 年度末までに標準システムへの移行が義務づけられている。

本町において国の方針に基づき令和 5 年度に「高野町自治体情報システムの標準化に関する全体移行計画書」を策定し、令和 6 年度、本調達で自治体情報システムの標準化／共通化に関する PMO などを実施することとした。PMO は、本町プロジェクトマネージャと協力して、プロジェクトの進捗管理や品質管理等、プロジェクト運営に関わる業務を支援、複数のプロジェクトを横断的に確認し、第三者の視点からプロジェクト運営に対する改善提案業務内容、要件、納期、成果指標等を提案することを根幹に当該業務委託業務を行うものである。そこで、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化を推し進めるため、その知見等を十分に有する事業者から支援を受けるととする。

本調達は公募型プロポーザル方式により発注する。なお、本調達は、デジタル基盤改革支援補助金取扱要領（令和 3 年 4 月 30 日施行）、補助金等に係る予算の執行の適正に関する法律（昭和 30 年法律第 179 条）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及びデジタル基盤改革支援補助金交付要綱（令和 3 年 3 月 2 日総行経第 56 号、総行情第 36 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、高野町財務規則（平成 28 年 4 月 1 日施行）に定める法令等に基づき取り扱われる。

1. 企画提案

公募により、本実施要領で定める参加資格を有する者から令和6年度高野町自治体システム標準化／共通化関連支援業務に関する提案を受け、令和6年度高野町自治体システム標準化／共通化関連支援業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案の内容を審査し、総合的に最も優れた内容の提案を行った者を最優秀企画提案者に決定する。なお、最優秀企画提案者が参加要件を満たさない場合又は辞退により契約できない場合は、次点の者を最優秀企画提案者とする。

2. 業務内容等

1) 業務名

令和6年度高野町自治体システム標準化／共通化関連支援業務

2) 業務内容の概要

- ①標準化／共通化に関する支援作業
- ②DX・デジタル化推進にかかる新規事業や業務改善案提言
- ③国及び他自治体動向等に関する情報収集及び提供
- ④標準化対象外業務に関する助言及び対応支援
- ⑤ガバメントクラウド接続に関する助言及び対応支援
- ⑥情報提供依頼書（RFI）、提案依頼書（RFP）、仕様書作成時及び業者選定時における助言及び
対応支援

3) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4) 仕様

別添「令和6年度高野町自治体システム標準化／共通化関連支援業務仕様書」のとおり

5) 契約方針

本町と受託者の委託業務契約締結を予定

6) 契約交渉

最優秀企画提案者として選定された者と契約締結の交渉を行う。

詳細な業務内容については、本町と協議の上、決定する。

7) 提案上限金額

3,850,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

8) スケジュール

①公告 令和6年6月7日（金）

②参加表明受付期間 令和6年6月19日（水）午後5時15分まで

③質問受付期間 令和6年6月12日（水）正午まで

④質問回答 令和6年6月14日（金）午後5時15分までに本町のHP上で公表

⑤提案書受付期間 令和6年6月21日（金）午後5時15分まで

⑥プレゼンテーション 令和6年6月25日（火）詳細は、別途案内する

⑦審査結果通知 令和6年6月26日（水）を予定

⑧契約 令和6年6月下旬を予定

3. 参加資格

参加資格の要件は、以下の条件を満たしているものとする。

プロポーザルに参加することができる参加者は、公告日又は指名通知を行った日から契約日まで
に、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- 1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
と。
- 2) 令和6・7年度の高野町入札参加資格者として登載されている者であること。
- 3) 公告日から入札日までの間において、和歌山県内他の地方自治体又は高野町から指名停止措置を受けていない者であって、法令、規則等に違反していない者であること。
- 4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
- 5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
- 6)公告日から入札日までの間において、「高野町暴力団排除条例（平成23年7月1日施行）」に基づき排除措置を受けていないこと。
- 7)過去3年以内において、地方自治体における基幹系を含む情報システムの更新等に係る計画策定業務の契約実績を有すること。 契約実績については、（対応年度、自治体名、プロジェクト名、概要/備考）について提出すること。

4. 企画提案への参加表明及び辞退

当該業務の公募型プロポーザルへ参加を希望する者は、様式1「参加表明書」に必要事項を記入し提出すること。また、参加表明書提出後に提案を辞退する場合は、様式2「辞退届」を提出すること。

1) 提出書類

参加表明書（様式1）又は辞退届（様式2）

2) 提出先

〒648-0281

和歌山県伊都郡高野町高野山636

高野町総務課情報管理係

電話：0736-56-3000（内線124）

ファックス：0736-56-4745

3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

4) 受付期間

①参加表明書

公告の日から令和6年6月19日（水）までの午前8時30分から午後5時15分まで（閉庁日を除く。）なお、郵送の場合は、令和6年6月19日（水）午後5時15分までに必着とする

② 辞退届

公告の日から令和6年6月19日（水）までの午前8時30分から午後5時15分まで（閉庁日を除く。）なお、郵送の場合は、令和6年6月19日（水）午後5時15分までに必着とする

5.本事業及び企画提案に関する質問

1)受付期間

公告の日から令和6年6月12日（水）正午まで

2)提出方法

様式3「質問書」により、電子メールにて送付すること。事務局宛へ開庁時間内に電話で必ず着
確認を行うこと。

3)提出先メールアドレス

soumu@town.koya.wakayama.jp

高野町総務課情報管理係宛てとし、メールの件名は「令和6年度高野町自治体システム標準化／共
通化関連支援業務の質疑」とすること。

4)質問に対する回答方法

全参加者からの質問に対する回答を取りまとめた上で、令和6年6月14日（金）までに本町ホム
ページ上において回答を行う。

①その他

ア 実施要領等に記載の事項又は本調達に関係しない事項に関しては、回答しない。

イ 受付期間経過後の質問及び指定した方法以外の方法での質問は、一切受け付けない。

6. 提案書の作成

1) 作成様式

1者1提案とし、次の書類を内容物としたものを提案書として作成すること。

形式は、A4を原則とし（縦横は問わない。図など必要に応じてA3を使用する場合は必ず織り込むこと）、横書きとすること。デジタルデータで提出すること。

2) 表紙

任意の様式で表紙を作成することとし、以下の項目を表示することとする。

ア 業務名

イ 提案事業者名

ウ 代表者名（正本1部は代表者印を押印すること。）

3) 会社概要

任意の様式により会社概要を作成することとする。

①名称

②所在地

③設立年月日

④代表取締役

⑤資本金

⑥従業員数

⑦事業内容

⑧その他

⑨地方自治体における基幹系を含む情報システムの更新等に係る計画策定業務の契約実績を作成すること。様式は任意様式。契約実績については、(対応年度、自治体名、プロジェクト名、概要/備考)を包含し作成すること。

4) 提案内容

①提案書作成規則

提案内容は、次の項目において整理した内容で作成すること。

内容については、可能な限り標準化移行の動向について簡潔にまとめることを心掛けること。

②業務の実施に対する基本的方針

本業務の実施について、専門事業者の知見も踏まえて基本的方針として示すこと。

③業務実施体制

本業務の実施において、提案事業者としてどのような体制で実施することとして考えているかを、

提案事業者の実績の観点や、配置担当者の経歴等も踏まえて業務実施体制として示すこと。

実施体制については、以下の経歴を有する担当者を1名以上メンバーに有すること。

過去に和歌山県内自治体に在籍し、10年以上情報化業務に携わったことがある者

④見積書

本業務の実施に必要な一切の費用について、次の項目を大項目、とした上で、さらにその内訳がわ

かるようにして作成すること。様式は任意とし見積書への押印を必要とする。

- (1) 標準化／共通化に関する支援作業
- (2) DX・デジタル化推進にかかる新規事業や業務改善案提言
- (3) 国及び他自治体動向等に関する情報収集及び提供
- (4) 標準化対象外業務に関する助言及び対応支援
- (5) ガバメントクラウド接続に関する助言及び対応支援
- (6) 情報提供依頼書（RFI）、提案依頼書（RFP）、仕様書作成時及び業者選定時における助言及び対応支援

7. 提案書の提出

1) 提出先

〒648-0281

和歌山県伊都郡高野町高野山 6 3 6

高野町総務課情報管理係

電話：0736-56-3000（内線 124）

ファックス：0736-56-4745

2) 提出方法

郵送又は、持参などにより提出すること。

なお、郵送の場合は、令和6年6月21日（金）午後5時15分までに必着とする。

3) 受付期間

公告の日から令和6年6月21日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（閉庁日を除く）

4) 提出部数

次のものをすべて提出すること。

① 製本した提案書

正本1部とする。

② 提案書の電子データを含む媒体（CD-R等） 1部

5) その他

- ① 提出後の提案書の追加、修正及び差替は一切認めない。
- ② 4. による参加表明を行っていない者、辞退を行った者からの提案書の提出は受け付けない。

8. プレゼンテーションの実施方法等

- ① プレゼンテーション実施日 令和6年6月25日（火）
- ② プレゼンテーション会場 追って連絡する。

場所及びプレゼンテーション開始時間は別途案内する。

③プレゼンテーション時間

1 者あたり時間配分は、原則次のとおりとする。ただし、参加者多数の場合は時間配分を変更することがありうるものとし、その場合は、上記案内に含めて通知するものとする。

ア プレゼンテーション 30分

イ 本町からプレゼンテーションに対する質疑 20分

- ④ 説明を実施する者は、本業務に直接携る者とする。

9.採点基準

採点は、事業者の有する資格・認証、導入実績、提案された企画の優秀性及び見積価格の妥当性を公平かつ客観的に評価することにより行い、総合的な得点を基に最高得点獲得者を最優秀提案者とし、選定委員会にて選定する。

10. 審査結果の通知等

1) 選定委員会による審査の結果については、令和6年6月26日（水）を発出予定日として選定結果通知書により結果を通知する。なお、3. の参加資格を満たさない場合、11. の失格事項に該当し、失格と判断された場合についても、失格であることを通知する。

2) 審査結果に対する質問は、一切受け付けない。

11. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- 1) 見積書の金額が上限額を超える場合
- 2) 提案書等の提出方法、提出期限等についてこの実施要領を守らなかった場合
- 3) 記載すべき内容の一部又は全部が記載されていない場合又は記載上の注意事項を守らなかった場合
- 4) 虚偽の内容を記載した場合
- 5) 本提案依頼に対して公正な競争を妨げる行為をした場合
- 6) その他失格が妥当であると判断される事項があった場合

12. その他

- 1) 本町から受領した資料等は、本提案依頼の対応や作業目的以外に使用することができない。
- 2) 提出された提案書等は、複製を行い会議等の資料とすることがあるが、提出者に無断で本提案依頼以外の目的に使用しない。また、情報公開請求があった場合は別途協議することとする。

- 3) 提出された提案書等は、返却しない。
- 4) 本町は、必要に応じて提出書類を追加し、又は変更し、提出を求めることがある。
- 5) 提出された書類の内容は、選定後の契約締結において拘束力を持つものとする。
- 6) 本業務の実施に当たり疑義等が生じた場合は、速やかに本町と協議の上、必要な措置を講じるものとする。

13. 問合せ先

〒648-0281

和歌山県伊都郡高野町高野山 6 3 6

高野町総務課情報管理係

電話：0736-56-3000（内線 124）

ファックス：0736-56-4745

電子メールアドレス：soumu@town.koya.wakayama.jp